

# 木のいえ共同保育園 重要事項説明書

当園が教育・保育の提供を開始するにあたり、あなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 施設運営主体

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 名称    | 特定非営利活動法人共同子育て広場おひさま |
| 所在地   | 徳島市国府町早淵字雀ヶ原218番地6   |
| 電話番号  | 088-642-5933         |
| 代表者氏名 | 理事長 安本 佳代子           |

## 2 施設の概要

|          |                    |                    |       |                       |
|----------|--------------------|--------------------|-------|-----------------------|
| 施設の種類    | 保育所                |                    |       |                       |
| 施設の名称    | 木のいえ共同保育園          |                    |       |                       |
| 施設の所在地   | 徳島市国府町早淵字雀ヶ原218番地6 |                    |       |                       |
| 連絡先      | 電話番号               | 088-642-5933       | ファックス | 088-642-5933          |
| 管理者      | 施設長 山下 桂子          |                    |       |                       |
| 利用定員     | 2号認定               | 42人                |       |                       |
|          | 3号認定               | 1・2歳児/16人 0歳児/2人   |       |                       |
| 開設年月日    | 平成17年6月28日         |                    |       |                       |
| 事業所番号    | 3620151000991      |                    |       |                       |
| 敷地       | 敷地全体               | 877 m <sup>2</sup> | 園庭    | 272 m <sup>2</sup>    |
| 園舎       | 構造                 | 木造                 | 延べ面積  | 297.82 m <sup>2</sup> |
| 主な設備     | 部屋数                | 備考                 |       |                       |
| 乳児室/ほふく室 | 1室                 |                    |       |                       |
| 保育室      | 4室                 |                    |       |                       |
| 遊戯室      | 1室                 |                    |       |                       |
| 調理室      | 1室                 |                    |       |                       |
| 事務室      | 1室                 |                    |       |                       |

### 3 施設の目的・運営方針

木のいえ共同保育園（以下「当園」という。）は、日本国憲法と子どもの権利条約・児童福祉法の理念に則り、子の発達保障を大切にされた保育を提供することを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供を行うに当たっては、家庭との緊密な連携の下に、入園する子ども（以下「入園児」という。）の状況や発達過程を踏まえ、入園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 子育ての主体者としての親（保護者）が、保育や運営に意見が言える場を保障します。保護者・職員・理事会の三者の協議の場として、運営協議会を持ち、互いの立場・意見を尊重して、保育所経営・運営に取り組みます。
- (3) 当園は入園児を保育するとともに、すべての子どもたちの幸せを願い、広く地域に開かれた行事、他団体との連携や行政への働きかけに取り組みます。

### 4 提供する教育・保育等の内容

- (1) 特定教育・保育（通常保育時間において提供する教育・保育をいう）
- (2) 食事の提供（2号認定子どもは副食のみの提供）
- (3) 延長保育
- (4) 子育て支援事業
- (5) その他教育・保育に係る行事等

### 5 職員配置の状況

| 職種   | 員数  | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容                                                      |
|------|-----|----|-----|------------------------------------------------------------|
| 園長   | 1人  | 1人 | —   | 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。 |
| 副園長  | 1人  | 1人 | —   | 園長を補佐し、職員の管理及び業務の円滑な運営・施設環境の整備をすすめる。                       |
| 保育士  | 10人 | 9人 | 1人  | 保育士は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。                 |
| 栄養士  | 2人  | 2人 | 0人  | 栄養士は、入園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。   |
| 調理員  | 1人  | 0  | 1人  | 調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。                          |
| 事務職員 | 2人  | 2人 | 0人  | 事務職員は、園の運営に関する経理及び庶務等を行う。                                  |

※ 職員配置については、子どもの受入状況により変動する場合があります。

## 6 教育・保育の提供を行う日

当園が教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日と年度末(3月31日)を除きます。

## 7 教育・保育の提供を行う時間

| 認定区分              | 曜日 | 通常保育時間     | 延長保育（※） |             |
|-------------------|----|------------|---------|-------------|
|                   |    |            | 開所前     | 閉所後         |
| 保育標準時間<br>(2号・3号) | 平日 | 7:15～18:15 | 実施しません  | 18:15～19:00 |
|                   | 土曜 | 7:15～18:15 | 実施しません  | 実施しません      |
| 保育短時間<br>(2号・3号)  | 平日 | 8:30～16:30 | 実施しません  | 16:30～19:00 |
|                   | 土曜 | 8:30～16:30 | 実施しません  | 実施しません      |

※ 延長保育の利用に当たっては、通常保育時間に係る保育料とは別に利用料が必要です（利用料の額は別表を参照）。

## 8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた徳島市に対し、徳島市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他の利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 入園児が小学校に就学したとき

(2) 入園児の保護者が子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 緊急時の対応

入園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 11 非常災害時の対策

当園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施します。

## 12 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、入園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。

## 別表

### 1 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用(実費負担)

| 項 目                   | 内 容                  | 理 由                   | 目 的                                 |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 園外保育費                 | 園外保育時のバス代            | 園外保育時に路線バスを利用するため     | 実費(数百円程度)                           |
| 給食費<br>(2号認定の子どもの給食費) | 主食費                  | 副食のみの提供のため            | 月 1,000 円                           |
| その他                   | 保護者会費                | 保護者会運営に必要なため          | 月 500 円                             |
|                       | 損害保険料                | 園児の保育時の事故等に備えるため      | 年 3,126 円                           |
|                       | 月刊雑誌購読料<br>(ちいさいなかま) | 保護者の保育に関して理解を深めてもらうため | 実費<br>定価 390 円<br>増刊号(年2回)<br>490 円 |
|                       | おひさま会費               | 会員になられた方              | 6 月～3 月<br>月 500 円                  |
|                       | みんなの会会費              | 会員になられた方              | 6 月～3 月<br>月 500 円                  |

\* 実費負担については、年度途中で徴収項目の追加・削除や徴収金額の変更があり得ますが、その場合も事前に説明を行い、同意を得た上で、徴収するものとします。

### 2 特定教育・保育以外の事業の利用に要する費用

| 項 目  | 金 額                                       |
|------|-------------------------------------------|
| 延長保育 | 【保育標準時間認定の入園児】<br>18:15 - 19:00      100円 |
|      | 【保育短時間認定の入園児】<br>16:30 - 17:15      100円  |
|      | 17:15 - 18:15      200円                   |
|      | 18:15 - 19:00      200円                   |
|      | * 19:00 以降は、15分ごとに 600円が加算されます。           |